

甲府市危険鳥獣出没時対応マニュアル

令和8年3月
甲 府 市



目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 本マニュアルについて | |
| 1 目的 | 4 |
| 2 用語の定義 | 4 |
| 第2章 基本事項 | |
| 1 役割分担 | 5 |
| 2 装備・備品の確保 | 5 |
| 3 保険の加入 | 5 |
| 第3章 危険鳥獣出没時の初動 | |
| 【初動対応フロー図】 | 6 |
| 1 対応基準 | 7 |
| 2 通報時の初動対応 | 7 |
| 3 情報伝達 | 8 |
| 第4章 レベル1（注意）における対応 | |
| 1 組織体制の構築 | 9 |
| 2 状況確認 | 9 |
| 3 対応内容 | 9 |
| 第5章 レベル2（警戒）における対応 | |
| 1 組織体制の構築 | 10 |
| 2 状況確認 | 10 |
| 3 対応内容 | 11 |
| 第6章 レベル3（緊急）における対応【危機対策本部設置】 | |
| 1 組織体制の構築 | 13 |
| 2 状況確認 | 13 |
| 3 危機対策本部の設置 | 14 |
| 4 危機対策本部の設置場所 | 14 |
| 5 庁内対策本部・現地対策本部 | 14 |
| 6 危機対策本部組織体制図 | 17 |
| 7 現地対策本部及び庁内対策本部の動き | 18 |

第7章 レベル3（緊急）における対応【緊急銃猟実施フロー】

- 1 捕獲者の選定・証票の交付・・・・・・・・・・19
- 2 緊急銃猟に関する計画の調整・・・・・・・・・・19
- 3 安全を確保するための措置・・・・・・・・・・19
- 4 住民の避難・・・・・・・・・・20
- 5 通行の禁止・制限を実施する場所の
管理者等への協議・事前連絡、住民への周知・・・・・・・・・・20
- 6 土地の立ち入り、障害物の除去・・・・・・・・・・20
- 7 捕獲関係者の配置・安全確保・・・・・・・・・・21
- 8 計画、安全措置、合図等の最終確認・・・・・・・・・・21
- 9 緊急銃猟の実行・・・・・・・・・・21
- 10 捕獲完了の確認、現場検証・・・・・・・・・・22
- 11 捕獲個体の処理、原状回復・・・・・・・・・・22

第8章 レベル3（緊急）における対応【実施後】

- 1 報告書の作成・・・・・・・・・・23
- 2 損失補償・・・・・・・・・・23
- 3 マニュアル等の見直し・・・・・・・・・・23

- 別表1 危険鳥獣出没時における役割・・・・・・・・・・24
- 別表2 現場で確認すべき基本的な項目チェックリスト・・・・・・・・・・25
- 別表3 緊急銃猟を行う捕獲者確認チェックリスト・・・・・・・・・・26
- 別表4 緊急銃猟の実施判断チェックリスト・・・・・・・・・・27
- 別表5 緊急銃猟実施報告様式・・・・・・・・・・28

第1章 本マニュアルについて

1 目的

本マニュアルは、ツキノワグマやイノシシによる人身被害を防止するため、危険鳥獣の出没時において、本市の実情に則した具体的な対応体制や役割分担、連絡体制の事前準備、実施手順の整理を行うとともに、特に本市における緊急銃猟の実施に備え、緊急時における迅速な意思決定と、現場での安全かつ的確な捕獲等の対応について定めるものである。

2 用語の定義

本マニュアルで使用する用語の定義は以下のとおりである。

○危険鳥獣…

ツキノワグマ、イノシシ（成獣）

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号）による）

○人の日常生活圏…

人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲をいう。登山道のような、生計を立てるなどする過程で通行する必然性のない場所は、人の日常生活の用に供されている場所に含まない。

○緊急銃猟…

鳥獣保護管理法第34条の2の緊急銃猟のこと。危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入した場合等の一定の条件を満たしたときに、市町村長が、銃器の使用による人の生命身体に対する危害を防止した上で、銃器を使用した当該危険鳥獣の捕獲等を行うこと。

危険銃猟の実施が可能となる4条件は以下のとおり。

- ①「場 所」：危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入、またはその恐れが高い
- ②「緊急性」：人の生命又は身体に対する危害を防止するため、緊急に対応が必要
- ③「方 法」：銃以外の方法では迅速な捕獲が困難
- ④「安全性の確保」：銃猟による人への危害の恐れがない

○捕 獲 者…

実際に銃器により鳥獣を捕獲する者のこと。いわゆる趣味で狩猟を行う者と区別するため、「捕獲者」の用語を用いた。

○緊急銃猟の委託…

緊急銃猟実施時における危険鳥獣の銃猟の「委託」とは、あらかじめ業務委託契約を締結しているか否かに関わらず、委託者である市長が受託者である捕獲者に対して、本市の権限に属する銃猟行為を依頼して実行させること。

第2章 基本事項

1 役割分担

緊急時においても円滑に業務が遂行できるよう、事前に役割を理解しておく必要があり、それぞれの役割分担は別表1（24ページ）及び以下のとおりとする。

記載のない役割については、状況に応じて市が実施又は関係機関に協力を要請する。

(1) 市

- ・緊急銃猟の実施判断・安全確保・関係機関への協力要請・全体の統括・対応方針の決定

(2) 捕獲者（猟友会等）

- ・対応方針への助言
- ・許可に基づく捕獲等（緊急銃猟を含む）の実施

(3) 県

- ・対応方針への助言
- ・注意喚起、規制への協力
- ・関係機関への連絡調整

(4) 警察

- ・対応方針への助言
- ・注意喚起、規制への協力

(5) 消防

- ・負傷者の救護・搬送

2 装備・備品の確保

【備品リスト】

- ヘルメット ゼッケン 腕章 防護盾 クマ撃退スプレー デジタルカメラ
- 拡声器 ブルーシート テーブル イス
- 立ち入りを規制する器具（バリケード・カラーコーン、立ち入り禁止テープ等）
- 地図（出没箇所周辺がわかるもの） ポータブル電源
- 本マニュアル 緊急銃猟ガイドライン（環境省）
- 現場で確認すべき基本的な項目チェックリスト（別表2：25ページ）
- 緊急銃猟を行う捕獲者確認チェックリスト（別表3：26ページ）
- 緊急銃猟の実施判断チェックリスト（別表4：27ページ）
- 誘導棒 ホワイトボード 無線機

夜間

- 手持ちライト サーチライト

状況に応じて

- 捕獲罟

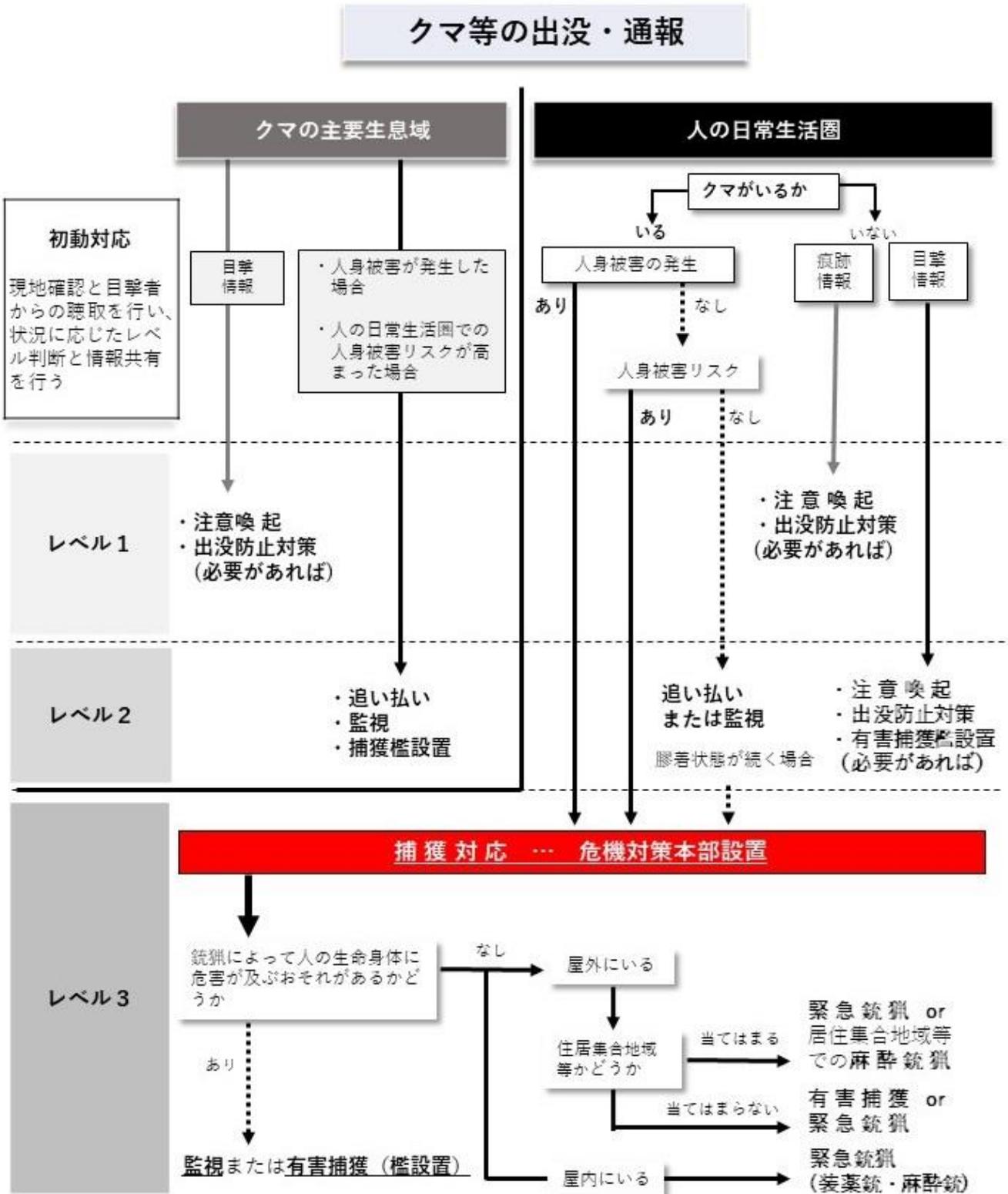
3 保険への加入

緊急銃猟は、安全確保措置を講じていても予期せぬ物損・人損が発生する可能性があるため、市は、賠償・補償の発生に備えた保険に加入する。

なお、緊急銃猟は安全確保措置が取られていることを前提に行われるため、人身事故が発生することは許容しておらず、万が一発生した場合は国家賠償法に基づく請求または自治体による賠償責任対応となる。

第3章 危険鳥獣出没時の初動

【初動対応フロー図】



1 対応基準

危険鳥獣の出没状況に応じた対応を行うため、以下のとおり3段階のレベルを設け、レベルに応じた組織体制の構築と適切な対応を図る。

| 対応レベル | 出没状況 |
|----------|---|
| レベル1（注意） | <ul style="list-style-type: none"> クマ等の主要生息域において目撃された（人の日常生活圏に直接影響はないと見込まれる場合） クマ等の主要生息域及び人の日常生活圏において痕跡がある |
| レベル2（警戒） | <ul style="list-style-type: none"> クマ等の主要生息域において人身被害が発生した クマ等の主要生息域においてクマ等が人の日常生活圏方面に向かうなど、人身被害のおそれが高まった 人の日常生活圏において目撃情報があった 人の日常生活圏において出没しているが人身被害のおそれがない ※人の日常生活圏内に留まるなど膠着状態が続く場合はレベル3への移行を検討 |
| レベル3（緊急） | <ul style="list-style-type: none"> 人の日常生活圏において、人身被害が発生した クマ等が人の日常生活圏に留まり、人身被害のおそれがある クマ等が人の生活圏に繰り返し出没し、被害が懸念され応急対策を必要とする |

2 通報時の初動対応

危険鳥獣の出没に関する通報を受けた際は、目撃者から現場の状況を適切に聞き取るとともに現場の状況確認を行う。警察が第一報を受けた場合は、警察からの情報を確認し、必要に応じて目撃者から再聴取を行う。

現場の状況及び聞き取った情報をもとに、「1 対応基準」に基づき、林政課長が対応レベルを判断する。

【目撃者から聞き取る項目】

| 項目 | 詳細 |
|-----------|---|
| 通報者 | 氏名、連絡先、通報(認知時間)等 |
| 人身被害 | 危険鳥獣による怪我の有無や程度 |
| 物損被害 | 危険鳥獣による物損の有無や程度 |
| 出没の種類 | 目撃、痕跡、その他 |
| 出没日時 | 危険鳥獣を目撃した日時 |
| 出没場所 | 地番（位置や座標）、周辺環境（住宅地、学校付近、農地、山林、河川等）、誘引物（果樹、ゴミ集積所等）となるものの有無 |
| 目撃した個体の情報 | 頭数（親子か）、色、大きさ（大型犬とくらべてどうだったか） 行動、人に対してどのような行動をとったか （〇〇方向へ逃げた／逃げずにその場に留まっている／向かってきた／威嚇してきた／〇〇周辺をうろついている（徘徊している）／人に気付いていない・気にしていない／〇〇を食べていた等） ※クマと判断した特徴も確認する。 |
| 目撃した人の情報 | 目撃時の行動、目撃後の対応（走って逃げた等） |

3 情報伝達

事案の信憑性と緊急度、人身被害の有無等の出没状況に応じて、直ちに次の関係機関に第一報を伝達する。

【伝達先】

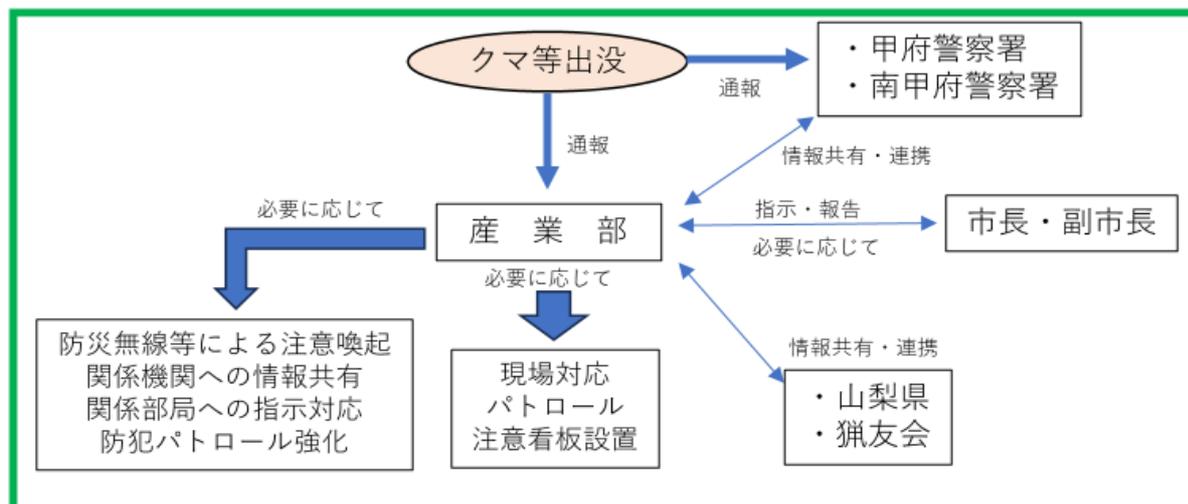
警察（初期対応・安全確保）、消防（被害者救護）、市関係部局、県自然共生推進課（運営支援）

捕獲者（猟友会等）、特に配慮を要する周辺施設（学校、病院等）、
その他伝達の必要が認められる関係機関（地元自治会等）

第4章 レベル1（注意）における対応

フロー図

レベル1（注意）



| | |
|-----|---|
| 状 況 | <ul style="list-style-type: none"> ・クマ等の主要生息域において目撃された（人の日常生活圏に直接影響はないと見込まれる場合） ・クマ等の主要生息域及び人の日常生活圏においてクマの痕跡がある |
| 対 応 | <ul style="list-style-type: none"> ・現場の状況に応じた注意喚起の実施 ・地域住民への注意喚起（防災無線等）、注意喚起看板の設置、入山者への注意喚起、パトロールの実施 等 |

1 組織体制の構築

林政課長は、出没状況に応じた組織体制の構築を図る。

2 状況確認

通報者から聞き取った情報に加え、現場での状況確認が必要と判断した場合には、原則2名以上で現場へ急行し、安全確保を最優先に状況確認を行う。

現場では、地形や危険鳥獣の出没場所等を目視で確認、情報を集約し、林政課長に報告する。【別表2：現場で確認すべき基本的な項目チェックリスト】（25ページ）

林政課長は、現場からの報告をもとに対処レベルの妥当性を判断する。

3 対応内容

(1) 情報共有

林政課長は、現地確認報告を受け、対応方針を決定する。

林政課長は、必要に応じて市長、副市長へ情報を共有する。

(2) 注意喚起（必要に応じて行う）

①目撃情報があった地域の自治会（及び隣接自治会）の自治会連合会長へ連絡

②防災無線放送は、林政課が指示するエリアに当日1回注意喚起放送を流す

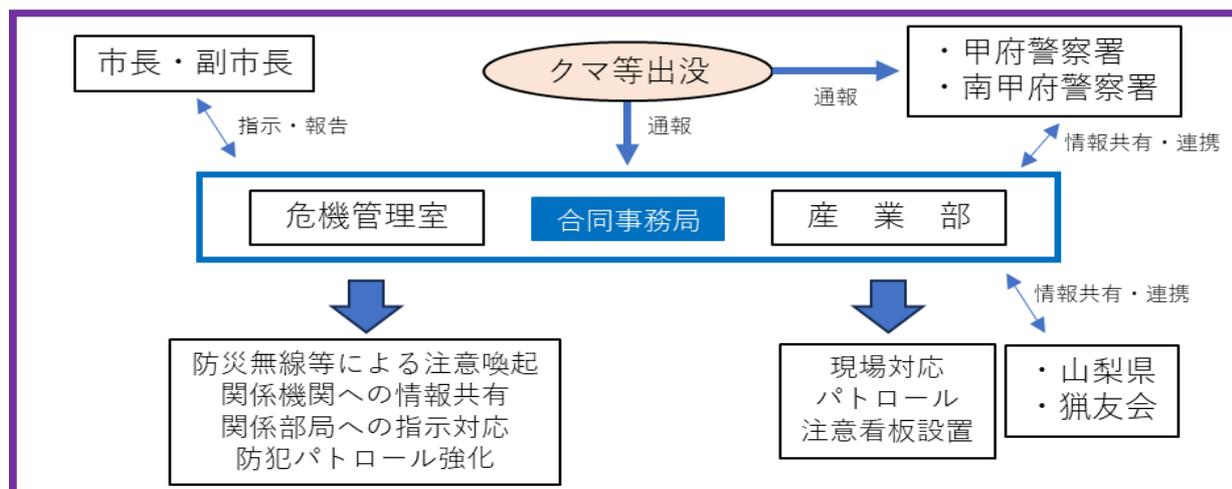
③次の注意喚起については現場の状況に応じて実施する

市ホームページ、看板の設置、個別訪問、パトロール、学校への周知、関係機関への周知、広報車の活用

第5章 レベル2（警戒）における対応

フロー図

レベル2（警戒）



| | |
|-----|---|
| 状 況 | <ul style="list-style-type: none"> ・クマ等の主要生息域において人身被害が発生した ・クマ等の主要生息域においてクマ等が人の日常生活圏方面に向かうなど、人身被害のおそれが高まった ・人の日常生活圏において目撃情報があった ・人の日常生活圏において出没しているが人身被害のおそれがない <p>※人の日常生活圏内に留まるなど膠着状態が続く場合はレベル3への移行を検討</p> |
| 対 応 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への注意喚起（防災無線放送、自治会連合会等） ・保育、学校等関係機関への注意喚起（通学路等が近くにある場合） ・注意喚起看板の設置 ・県、警察、猟友会、関係機関（県央ネットやまなし構成市町等）への情報共有への情報共有 ・パトロールの実施 ・出没原因等の現地調査及び出没防止策の指導、助言 ・捕獲の検討・実施（放獣を含む） |

1 組織体制の構築

農林振興室長及び危機管理室長は合同事務局を立ち上げ、出没状況に応じた組織体制の構築を図る。

2 状況確認

第一報を受け、合同事務局は現場へ急行し（産業・危機管理各2名以上）状況確認を行う。現場では、地形、建物の配置、住民の状況、危険鳥獣の位置と状態を目視で確認、情報を集約し、農林振興室長に報告する。【別表2：現場で確認すべき基本的な項目チェックリスト】（25ページ）

農林振興室長は、現場からの報告を合同事務局内で情報共有し、レベルの妥当性を確認して、市長、副市長へ情報を共有する。

3 対応内容

(1) 注意喚起

- ①目撃情報があった地域の自治会（及び隣接自治会）の自治会連合会長へ連絡（市民部）
- ②防災無線放送は、全市または林政課が指示するエリア限定で当日、翌日の朝夕、注意喚起放送を流す（危機管理）
- ③そのほか、次の注意喚起を実施する
状況に応じて、市ホームページ、看板の設置、個別訪問、パトロール、学校への周知、関係機関への周知、広報車の活用

(2) 情報共有

①庁内

危機管理課は、情報共有ツールを活用し、各部局へクマ対応の指示及び対応状況の報告をもらう。

②近隣市

危機管理課は、県央ネットやまなし構成市町と情報共有ツールを活用し、情報共有を行う

(3) 捕獲等の対応に係る判断

合同事務局は、市民の安全確保を図るために危険鳥獣を当該地域から排除する必要があると判断した場合、追い払いや捕獲檻の設置等の対応を検討する。

対応手段については、現場の状況や対応レベル等を考慮し、合同事務局が決定する。

対応が決定するまでの間および対応可能な条件となるまで時間を要する場合は、安全に注意し監視を行う。

人の日常生活圏に侵入または侵入するおそれの高い状況において、人への危害を防止する措置が緊急に必要なかつ銃猟以外の方法による捕獲が困難な場合、緊急銃猟の実施を検討する必要がある。

緊急銃猟の必要が迫られる場合においては、レベル3（緊急）により対応するものとし、「第6章 レベル3（緊急）における対応【危機対策本部設置】」（13ページ）を参照すること。

(4) 追い払い

人の日常生活圏及びその周辺における銃砲の使用は、緊急銃猟等の必要が迫られる場合を除き原則禁止されていることから、基本的に追い払いを行うこととする。

追い払いを実施する際は以下の点を十分に検討するとともに、状況により緊急銃猟等への変更を要する可能性があることから、追い払い中であっても、必要に応じて緊急銃猟等の実施に向けた準備を進めておく。

①追い払いルート

- ・ 追い払うべき最終的な場所（山林等）を明確にする。
- ・ 危険鳥獣が移動するルートを選定する。

②追い払い方法

- ・ 危険鳥獣と接触しないよう、クマスプレー等を使用しながらルートに沿って誘導する。
- ・ ルートを塞ぐ必要がある場合は、車両等の安全が確保される物品を使用する。

③追い払いの実施体制

- ・ 周辺住民への周知や安全確保、危険鳥獣が意図しない方向に逃げないような人員配置が満足にできるよう、猟友会、警察及び県と連携した人員配置を行う。
- ・ 追い払いに従事する者は、防護器具（ヘルメット、防護盾等）を装備し、常に2人以上で行動すること。

(5) 捕獲

追い払いでは住民の安全確保が困難である場合、捕獲の実施を検討する。

捕獲の方法は以下のとおりとし、それぞれの有効性、問題点を考慮しながら、状況に応じて最適な方法を選択する。

① 罠による捕獲

罠による捕獲（ドラム缶檻等）は、捕獲後の安全性は高いが、危険鳥獣の行動が予測できない中での罠への誘導は困難であるため、状況を十分に考慮して実施する必要がある。

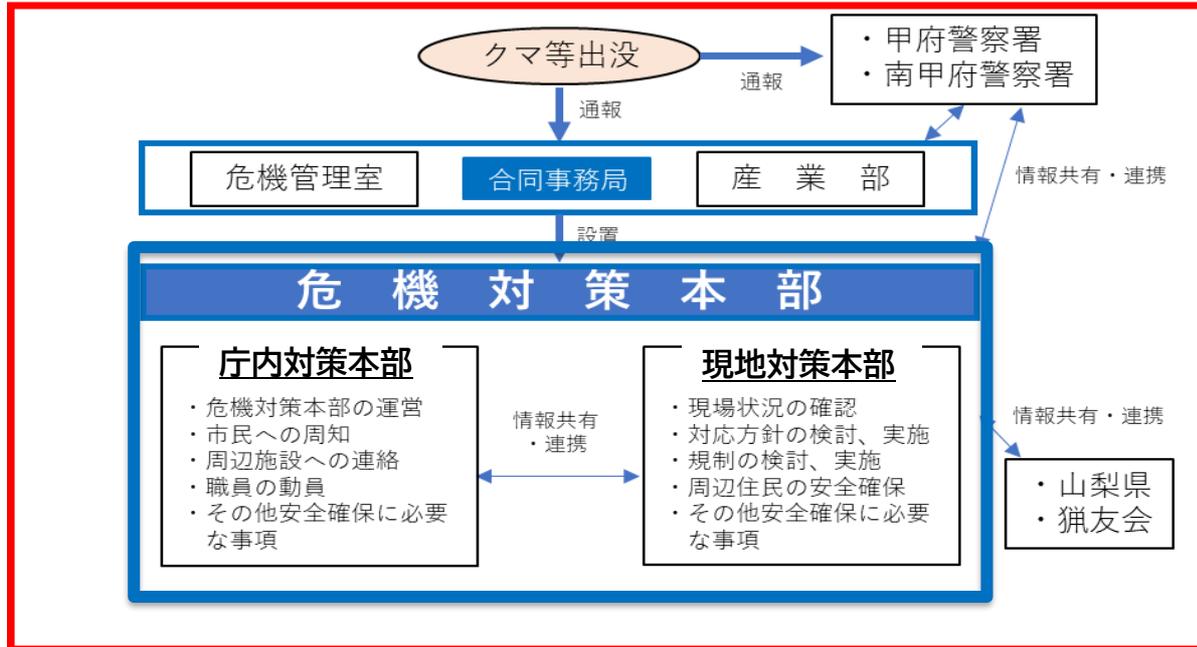
② 麻酔による捕獲

麻酔による捕獲は、危険鳥獣への危害を最小限に留めたいうえで住民の安全確保が可能だが、麻酔が効くまで暴れるおそれがあることや、突然動き出す可能性もあることから、状況を十分に考慮して実施する必要がある。

第6章 レベル3（緊急）における対応【危機対策本部設置】

フロー図

レベル3（緊急）



| | |
|-----|--|
| 状 況 | <ul style="list-style-type: none"> ・人の日常生活圏内において、人身被害が発生した ・クマ等が人の日常生活圏に留まり、人身被害のおそれがある ・クマ等が人の生活圏に繰り返し出没し、被害が懸念され応急対策を必要とする |
| 対 応 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への注意喚起（防災無線等） ・保育、学校等関係機関への注意喚起（通学路等が近くにある場合） ・県、警察、猟友会、関係機関（県央ネットやまなし構成市町等）への情報共有 ・出没個体の特定、搜索 ・パトロールの実施 ・捕獲の検討、実施（緊急銃猟を含む） ・地域住民の安全確保、避難誘導、交通規制の実施 ・出没原因等の現地調査及び出没防止策の指導、助言 |

1 組織体制の構築

農林振興室長及び危機管理室長は合同事務局を立ち上げるとともに、危機対策本部の設置基準を満たした場合、市長は危機対策本部を立ち上げ、出没状況に応じた組織体制を構築する。市長が危機管理対策本部を設置する基準は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 人の日常生活圏内において、人身被害が発生した場合
- (2) クマ等が人の日常生活圏に留まり、人身被害のおそれがある場合
- (3) クマ等が人の生活圏に繰り返し出没し、被害が懸念され応急対策を必要とするとき
- (4) その他、本部長が認めるとき

2 状況確認

第一報を受けたら、合同事務局は現場へ急行し（産業・危機管理各2名以上）、状況確認を行う。

現場では、別表2のチェックリストを使用し、地形、建物の配置、住民の状況、危険鳥獣の位置と状態を目視で確認、情報を集約し、農林振興室長に報告する。

【別表2：現場で確認すべき基本的な項目チェックリスト】（25ページ）

農林振興室長は、現場からの報告を合同事務局に共有し、レベルの妥当性を確認及び必要な対応を図る。

3 危機対策本部の設置

危機対策本部は、クマ等による人的被害の未然防止または被害の拡大を防止するため、速やかな対策を講ずることを目的とする。

危機対策本部は、市民の安全確保を図るために危険鳥獣を当該地域から排除する必要があると判断した場合、追い払いや捕獲檻の設置を検討するとともに、緊急銃猟の必要が迫られる場合には、その実施が可能かどうかを判断するため、別表2のチェックリストにより緊急銃猟の4条件を確認する。

条件の確認は現場指揮官（林政課長）が行い、これらの条件を満たす見込みが十分にある場合に限り、関係者と連携して緊急銃猟の実施に関する計画の調整を進める。

追い払いや捕獲檻の設置を実施する場合は、「第5章 3対応内容（4）追い払い」（11ページ）「第5章 3対応内容（5）捕獲」（12ページ）を参照すること。

対応が決定するまでの間および対応可能な条件となるまで時間を要する場合は、安全に注意し監視をする。

4 危機対策本部設置場所

危機対策本部は、庁内対策本部、現地対策本部で組織する。

庁内対策本部は、原則、本庁舎4階本部長会議室、本部事務局は危機管理室に設置する。

現地対策本部は、現場全体が安全に見渡せる場所に本部を設置する。

5 庁内対策本部・現地対策本部

危機対策本部は、被害予防及びクマ応急対策を的確かつ迅速に実施するため、情報の分析及び対策の方針決定及び実行、その他重要事項を協議するとともに、情勢に対応する必要な措置について所属室長へ指示を行う。

（1）庁内対策本部

①本部長（1名） 市長

全権を掌握し緊急銃猟の実施判断、市民の安全確保などの権限を有し、最終決定を行う。

②副本部長（2名） 副市長

- #### ③本部長（9名） 危機管理監、産業部長、総務部長（職員動員関係）、企画部長（業務抑制関係）、市民部長（地元対応）、まちづくり部長（道路規制）、子ども未来部長（幼児教育施設関係）、福祉部長（関係施設関係）、教育部長（学校施設関係） ※その他必要に応じ、本部長が指名する部長

④本部事務局（15名）

対策本部事務局は、現地対策本部の各種情報収集・分析・集約、各部・各班間の連絡調整、関係機関との連絡調整等を行う。

【班構成】

| 班名 | 班長 | 副班長 | 班員 |
|----------------|---|-----------------------------|---|
| 総合調整班 (11名) | 危機管理室長 (1名) 無線 No 産業総室長 (1名) 無線 No | 防災企画課長 (1名) 無線 No | 防災企画課課長補佐(1名) ※庶務、外部関係調整 危機管理課職員(2名) ※庁内連絡調整 防災企画課職員(4名) 産業総務課課長補佐(1名) |
| 広報班(4名) | 市長室長(1名) | 情報発信係長(1名) | 情報発信課職員(2名) |
| 関係部庶務班 | 関係部 総室長または総務課長 | | |

【班の主な業務】

| 班名 | 主な所掌事務 |
|--------|--|
| 総合調整班 | 1. 現地対策本部との連絡調整に関する事(班長または副班長) 2. 情報収集、分析・集約に関する事 3. 警察、県、隣接市町、関係機関との連絡調整に関する事 4. 庁内連絡調整に関する事 5. 防災行政用無線放送、防災アプリに関する事 6. 動員に関する事 7. 避難所開設に関する事 8. 通報及び対応内容の記録に関する事 9. 実施報告書の作成に関する事 10. 近隣市と情報共有に関する事 |
| 広報班 | 市ホームページ、SNSでの情報発信に関する事 |
| 関係部庶務班 | 必要な対応に関する事 |

(2) 現地対策本部

現場全体が安全に見渡せる場所に本部を設置し、対策の立案及び処置を講ずる。

①統括官(1名) 農林振興室長

現地の全権を掌握し、緊急銃猟の実施判断、市民の安全確保、県への応援要請等の権限を有し、現地の最終決定を判断する。

②現場指揮官(1名) 林政課長

③構成員(56名) 産業部、危機管理室、流動職員

④協力関係機関 猟友会、警察、消防本部、山梨県

【班構成】

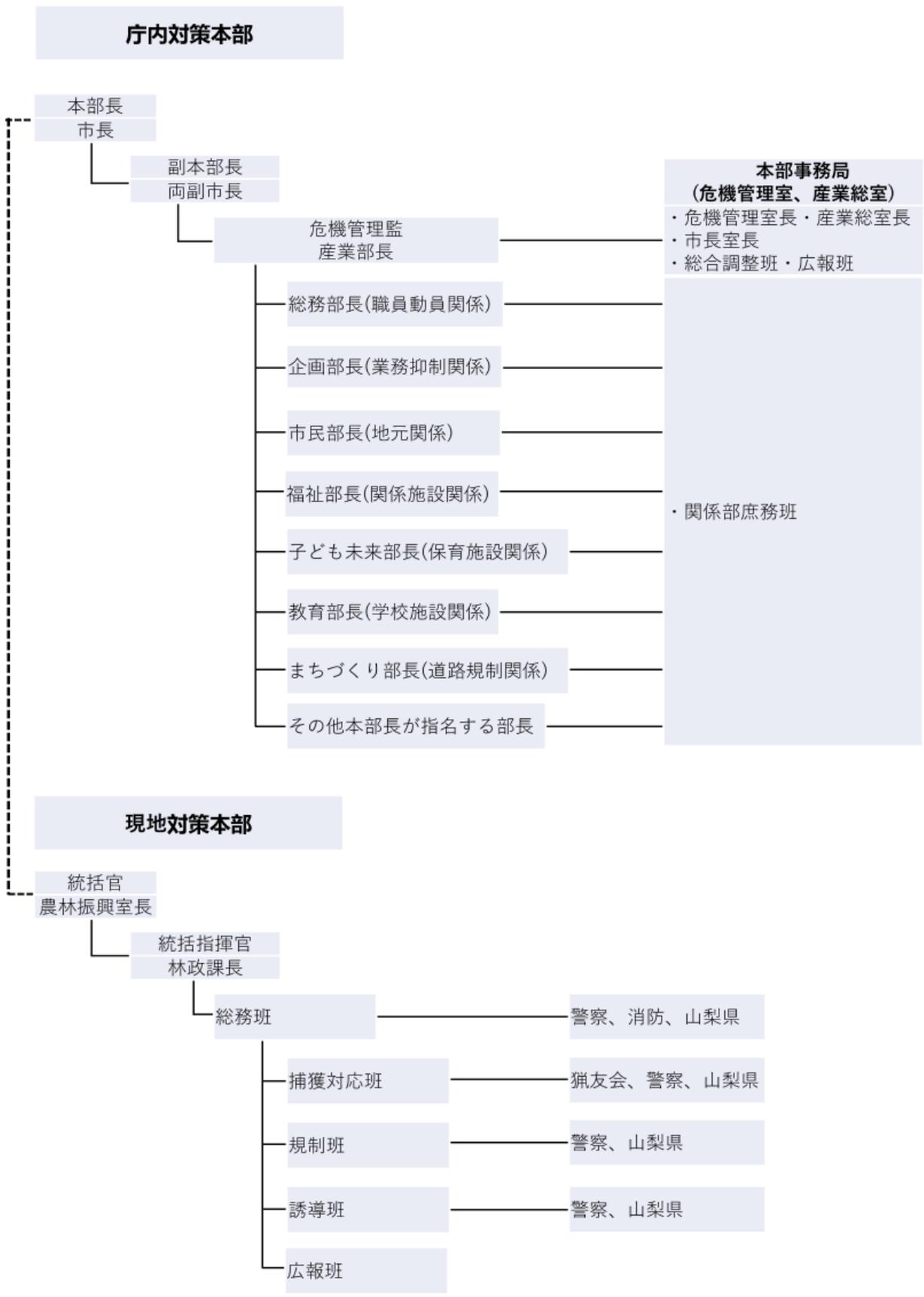
| 班名 | 班長 | 副班長 | 班員 |
|---------------|------------------------------|-----|--|
| 総務班 (4名) | 林政課長(1名) (現場指揮官) 無線 No | | 産業部職員(2名) 危機管理課課長補佐(1名) ★警察本部(警察統括) ★消防本部(救急対応) ★山梨県職員 |
| 捕獲対応班 (5名) | 林政課係長(1名) 無線 No | | 産業部職員(4名) ★猟友会 ★警察署職員 ★山梨県職員 |

| | | | |
|--------------|---------------------------------|--|---|
| 規制班 (21名) | 危機管理担当課長 (警察)(1名) | | 産業部(20名) ※5班体制(1班4人) ★警察署職員 ★山梨県職員 |
| 誘導班 (23名) | 地域防災課長 (消防)(1名) 無線 No | | 産業部(16名) 地域防災課係長(消防1名) 地域防災課職員(5名) ※5班体制(1班4人) ★山梨県職員 |
| 広報班(3名) | 情報発信課長 (1名) 無線 No | | 地域防災課係長(1名) 情報発信課職員(1名) |

【班の主な業務】

| 班名 | 主な所掌事務 | 装備品 |
|-------|--|--|
| 総務班 | 1. 庁内対策本部との連絡調整に関すること (班長または副班長) 2. 対応方針に関すること (捕獲方法、規制範囲、住民避難、銃種・射手の選定) 3. 各班への連絡調整・情報共有に関すること 4. 緊急銃猟実施に関すること 5. 対応内容の記録に関すること | ヘルメット、無線機、クマ撃退プレート、地図、パン、テーブル、拡声器、サーチライト、ペンライト、模造紙、ホワイトボード |
| 捕獲対応班 | 1. 捕獲方法に関すること 2. 安全確保に関すること 3. 個体の監視に関すること 4. 銃猟の補助に関すること 5. 様子の記録に関すること | ヘルメット、防護盾、無線機、クマ撃退プレート、腕章、デジタルカメラ |
| 規制班 | 1. 通行禁止に関すること(道路管理者・警察と連携) 2. エリア封鎖に関すること | 腕章、誘導棒、無線機、三角コーンコーンバー、立ち入り禁止テープ、拡声器 |
| 誘導班 | 1. エリア外への住民避難に関すること 2. 避難解除に関すること 3. (避難所など退避場所の案内に関すること) | 拡声器、地図、無線機、 |
| 広報班 | 1. 広報車で注意喚起、避難誘導に関すること 2. 避難解除に関すること | 無線機 |

6 危機対策本部組織体制図



7 現地対策本部及び庁内対策本部（危機対策本部）の動き

【初動】情報収集、整理及び住民の安否確認、安全確保

危機管理室及び産業部の合同事務局は、危機対策本部の設置基準を満たした場合は、本部長の召集のもと現地対策本部（規制範囲を掌握し設置場所を決定する）、庁内対策本部を速やかに設置し所掌対応を行う。

●現地対策本部

- (1) 担当職員現地参集（警察、消防本部、猟友会、県も含む）
- (2) 対応方針の検討
 - ①人員の配置 … 地図を用いて、次の②から④の範囲等を検討するとともに、市職員、警察、県職員の配置、必要人数を検討
 - ②捕獲場所・射撃方向・捕獲関係者の配置 … 猟友会、警察と協議し、捕獲場所・方向等を検討
 - ③人の退避の範囲 … 警察と連携し緊急避難の指示を行う範囲を検討
 - ④通行禁止・制限の範囲… 警察と連携し立ち入り規制、交通規制を行う範囲を検討
- (3) 対応方針決定後、必須チェック項目の安全を確保するための措置（通行禁止・規制の措置、地域住民等の避難）を講じ、庁内対策本部へ情報共有する

●庁内対策本部

- (1) 現地の情報収集、関係機関へ連絡調整（自治会連合会長、地元自治会、道路管理者、施設管理者、警察、消防）
- (2) 現地対策本部の対応方針を受け、付近教育施設、保育施設利用者の安全確保
- (3) 防災行政用無線放送、市HP、SNSで注意喚起の実施。
- (4) 退避者の避難所の開設を検討（捕獲実施に長時間要する場合）

【対応】捕獲に向けた緊急銃猟に係る条件の確認

現地対策本部は、加害個体の所在や状態、周囲の状況等を確認し、捕獲方法を決定する。

●現地対策本部

- (1) 次の緊急銃猟に係る4つの条件の確認を行う
 - ①人の日常生活圏への侵入
 - ②人への危害を防止する措置が緊急に必要
 - ③銃猟以外の方法では困難
 - ④地域住民等に弾丸が到着する恐れがない
- (2) 捕獲方法を本部長へ報告する
 - ①緊急銃猟の条件を満たしており、周辺安全確保捕獲準備が整っていること。
（緊急銃猟の許可依頼）
 - ②その他の捕獲方法

●庁内対策本部

- (1) 現地対策本部からの捕獲方法の報告を受け、安全対策の実施状況を確認する。
本部長が捕獲の実施を決定。
- (2) 防災行政用無線放送、市HP、SNSで注意喚起の実施。
- (3) 関係機関へ捕獲方法の連絡及び現地対策本部の情報収集の実施。

第7章 レベル3（緊急）における対応【実施フロー】

【緊急銃猟の実施の4条件】

- ①人の日常生活圏への侵入
- ②人への危害を防止する措置が緊急に必要
- ③銃猟以外の方法では困難
- ④地域住民等に弾丸が到着する恐れがない

1 捕獲者の選定・証票の交付（捕獲対応班）

緊急銃猟を実施する捕獲者については、県、猟友会等と協議し、別表3のチェックリスト（26ページ）に適合する者を選定する。

【確認すべき要件】

- 狩猟免許の種類
- 銃の所持許可
- 捕獲経験（止めさしの経験を含む）
- （夜間銃猟の場合は）夜間銃猟安全管理講習の修了状況

緊急銃猟を実施する捕獲者に対して、証票（ゼッケン、腕章等）を交付・着用させる。

2 緊急銃猟に関する計画の調整（全班、猟友会、警察、消防、山梨県）

別表2のチェックリスト（25ページ）にある緊急銃猟の4条件を満たすと判断された場合、以下の事項について、警察、捕獲者及び県等の助言を得て、緊急銃猟に関する計画を調整する。

【調整事項】

- 安全確保の方法（通行規制、避難誘導等）
- 発砲手順（射界・射線の確認、発砲許可の合図等）
- 捕獲者の配置と支援体制
- 役割分担と動線の整理
- 逃走・攻撃時の対応シナリオの検討

【留意事項】

- 加害個体を不用意に刺激しない
- 緊急銃猟の実施に必要な条件が整っているかを再確認
- 現場状況に応じた柔軟な対応を可能とする体制

3 安全を確保するための措置（全班、猟友会、警察、消防、山梨県）

緊急銃猟の実施に際し、人の生命又は身体に対する危害を防止するため、危害が及び可能性のある範囲への立入制限等の規制を検討する必要がある。

現地対策本部は、以下の情報を踏まえて規制範囲を協議・立案し、庁内対策本部長の同意を得て規制を行う。

【規制の必要性の判断】

- 警察の助言（住民避難・交通規制等）
- 実際に用いる銃器の性能や弾丸の種類・性質
- 捕獲者の知識や経験
- 関係機関の技術的支援

【規制範囲の設定】

- 危険鳥獣又は捕獲者の位置を中心に設定

- 円形に限らず、射線方向・跳弾リスク・地形等を考慮して柔軟に規制範囲を設定
- 緊急銃猟危険区域：
銃猟が実施される区域。捕獲者及び補助する者以外は絶対に立ち入らせない。
- 緊急銃猟警戒区域：
警察と連携し、住民や報道関係者の立ち入りを厳格に規制する危険区域の周囲。
通行制限や立ち入り禁止措置に違反した場合、法的措置が講じられる場合があるため、規制班は周知・指導を徹底する。

【安全確保の留意点】

- バックストップや矢先の状況
- 跳弾の可能性
- 人家・人の配置（被害対象）（マスコミ取材の規制含む）
- 周囲の地形
- 交通の状況
- 加害個体の移動範囲（常に移動している場合は安全確保が難しく、銃猟は困難）
- 夜間（日出前及び日没後）は、照明が必要等

4 住民の避難（誘導班、規制班、広報班、警察、消防、山梨県）

現地対策本部は、警察及び県と連携し、通行禁止・規制範囲にいる住民や通行者を安全な場所へ退避（避難誘導）させる。

危険鳥獣がいる状況で、建物外に出て避難することが困難な場合は、屋内避難をさせ、屋外に出ないように呼びかける。

避難誘導は、広報車、防災無線などを活用して周知するとともに、必要に応じて個別訪問を行う。

5 通行の禁止・制限を実施する場所の管理者等への協議・事前連絡、住民への周知

現地対策本部は、警察及び県と連携し、通行の禁止・制限等交通規制を行う。通行制限を実施する際には、以下の管理者等と事前に協議・連絡を行う。

- 警察（道路の通行規制）（**現地対策本部**）
- 道路管理者（国土交通省、県建設事務所等）（**本部事務局**）
- 鉄道管理者（JR）（**本部事務局**）
- 環境省（国指定鳥獣保護区の場合）（**本部事務局**）

通行制限は、車両又は職員等を道路上に配置して行う。配置をする際には、必要に応じて警察と現地等で調整の上、通行がないことを確認したうえで配置を行う。三角コーンの設置など、道路法上の工作物等と見なされるものを道路に配置する場合は、道路管理者の許可を受けなければならないことに留意する。

退避者、第三者、マスコミ等が、通行制限区域の範囲内に入らないよう、広報車や防災無線等の方法により呼びかけを行う。

6 土地の立ち入り、障害物の除去（捕獲対応班）

緊急銃猟の実施に際して、土地への立ち入りや障害物の除去は地権者等と調整することが望ましいが、緊急時はそれによらず必要な限度において実施することができる。

土地への立ち入りや障害物の除去を行う者は身分を示す証票（ゼッケン、腕章等）を携帯し、求められた際には提示しなければならない。

捕獲者については、記録撮影との関係上、外見上委託されていることが視覚的に把握できる証票（ゼッケン、腕章等）である必要がある。

7 捕獲関係者の配置・安全確保（捕獲対応班、総務班）

現地対策本部は、県及び警察と連携して、捕獲関係者等の安全が確保されるよう必要な措置を講じる。

【安全確保のポイント】

□危険鳥獣との距離の確保

捕獲者と加害個体との間に十分な距離を確保し、回避可能な位置関係を保つ。

□人員配置の最小化

誤射や跳弾のリスクを低減するため、銃猟を実施する区域への人員配置は必要最小限とする。

□捕獲関係者の装備

ヘルメット、防護盾、クマ撃退スプレー等を装備する。

屋外で夜間（日出前及び日没後）の場合や、暗い建物の中の場合は照明を用意する。

□捕獲者の支援体制

銃器を使用する捕獲者が危険鳥獣の捕獲に集中できるよう、警察及び県と連携して支援を行う。

人の日常生活圏では予測困難な事態が発生する可能性も高いため、警察、県及び捕獲者と連携して状況判断と対応方針を協議し、関係法令の違反が生じないようにする。

□危険鳥獣を見失った場合の対応

- ・地域住民への周知（防災無線等）を強化
- ・警戒パトロールの実施

□手負い個体への対応の準備

- ・複数の射手を配置し、止めさしの体制を整備
- ・個体の損傷状況（負傷部位、移動方向等）を警察、県及び捕獲者と共有
- ・物陰への潜伏リスクに備え、慎重な追跡を実施

8 計画、安全措置、合図等の最終確認（捕獲対応班、総務班、警察、消防、山梨県）

現地対策本部は、捕獲者・警察等と共に最終確認を行ったのち、別表4のチェックリスト（27 ページ）を用いて庁内対策本部に状況を報告する。

【確認事項】

□危険鳥獣の最終位置

□発砲許可範囲（射界）

□発砲禁止方向（民家・道路等）

□合図：「発砲許可」「発砲中止」「捕獲完了」など

庁内対策本部は、現地対策本部からの報告をもとに、緊急銃猟の4要件を別表4のチェックリスト（27 ページ）により最終確認し、すべて満たしている場合に限り、現地対策本部に緊急銃猟の実行を指示する。

9 緊急銃猟の実行（捕獲対応班、総務班、警察、消防、山梨県）

現地対策本部の「発砲許可」の号令後、捕獲者は最も安全かつ確実なタイミングで発砲する。

1 発で行動不能にならなかった場合に備え、次弾発射や止めさしの手順も事前に確認しておく。

【様々な現場状況への確認】

○夜間・悪天候時の対応

夜間や悪天候時は、視界不良により誤射や跳弾のリスクが著しく高まるため、緊急銃猟の実施は可能な限り避けることが望ましいが、実施の必要が迫られる場合には、以下の対応が必要となる。

- ・夜間銃猟安全管理講習修了者を捕獲者として選定（必須）
- ・照明（投光器）の設置
- ・広い安全区域を設定

○建造物内での対応

建造物内での発砲は、跳弾や壁の貫通による二次被害のリスクが高いため、以下の対応を検討する。

- ・加害個体を建物内に封じ込める。
- ・麻酔による捕獲を検討

○学校・病院等、特に配慮を要する施設周辺での対応

施設内にいる人々の安全確保・被害防止を最優先とし、追い払いや監視の継続等により、安全が確保されるまで、銃猟は原則実施しないことを基本とする。

- ・施設の即時封鎖
- ・施設管理者との連絡体制の確立

10 捕獲完了の確認、現場検証（捕獲対応班、総務班、警察、消防、山梨県）

捕獲者は、危険鳥獣が行動停止（死亡または完全な不動化）していることを確認し、現地対策本部に報告する。

現地対策本部は、捕獲者、警察など捕獲関係者と共に以下の項目を確認・記録するとともに、庁内対策本部へ報告を行う。

【確認項目】

- 捕獲個体の状態
- 跳弾の有無
- 着弾地点
- 弾丸の回収
- 損害の有無

記録担当は、写真撮影と図面による位置関係の記録を行う。

安全管理担当は、現場の安全が確認された後、緊急銃猟警戒区域の規制を解除する。

広報担当は、事態の収束を速やかに市民等へ周知する。

11 捕獲個体の処理、原状回復（捕獲対応班、総務班、警察、消防、山梨県）

現地対策本部は、捕獲関係者と協力し、報告に要する捕獲個体の調査を行うとともに、血液等の飛散防止措置（ブルーシート等）を講じたうえで、捕獲個体を搬出し、規制解除、現場の清掃・消毒と捕獲個体の適切な処理を行う。

第8章 レベル3（緊急）における対応【実施後】

1 報告書の作成

緊急銃猟の実施後、緊急銃猟実施報告様式（別表5：28 ページ）を用いて、事案の発生から収束までの経緯と時系列を記録した報告書を作成する。

特に以下の点については、客観的事実に基づき、第三者にも理解可能な形で記述することが求められる。

- ・緊急銃猟の実施判断に至った4条件の充足状況
- ・現場の状況、対応手順、安全確保措置の内容
- ・捕獲個体の状態、処理方法、原状回復の状況

作成した報告書は、県に提出するとともに、警察や捕獲者等の関係機関にも情報共有する。

2 損失補償

緊急銃猟の実施により損失が発生した場合、損失の補償を受けようとする者は、市長に対して請求を行うことができる。市長は、提出された書類に基づき、補償の要否および補償額を審査・決定し、請求者に通知する。（賠償・補償については「2-4 保険への加入」（P7）も合わせて参照すること。）

3 マニュアル等の見直し

事案の収束後、関係機関の主要な担当者により事後検証を実施し、対応の課題や改善点を洗い出す。

事後検証で得られた教訓や他自治体における具体事例をもとに、必要に応じて見直しを行い、対応力の向上を図る。